

島根県報

平成21年3月24日 (火) **号外 第 3 8 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

• <u>-</u>
7/17
/K
> \

【告 示】

洪水予報を行う河川の指定	(河	Ш	課)	2
特別警戒水位の設定の一部改正	(")	2
特別警戒水位の設定	(")	3
浸水想定区域の指定 (3件)	(")	4
水防警報を行う河川の指定の一部改正 (2件)	(")	4
水防警報を行う河川の指定	(")	6

【正 誤】

 平成17年4月26日付け島根県報第1,670号中
 (河 川 課) 6

 平成17年5月2日付け島根県報第1,671号中
 (") 6

告示

島根県告示第204号

水防法(昭和24年法律第193号)第11条第1項の規定により、次のとおり洪水予報を行う河川を指定したので、告示する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	実 施	区間	基準地点	担当部署	
/N /N	17)/1/41	左 岸	右 岸	坐 中坦点		
斐伊川	飯梨川	安来市広瀬町(新宮川合流	安来市古川町(新宮川合流	矢田観測所	島根県土木部河川課	
		点)から安来市赤江町(河	点)から安来市東赤江町		気象庁松江地方気象	
		口) まで	(河口) まで		台	
周布川	周布川	浜田市内村町(松本橋)か	浜田市内村町(松本橋)か	中場観測所	島根県土木部河川課	
		ら浜田市津摩町(河口)ま	ら浜田市日脚町(河口)ま		気象庁松江地方気象	
		で	で		台	

島根県告示第205号

Γ

特別警戒水位の設定(平成17年島根県告示第881号)の一部を次のように改正し、平成21年3月24日から施行する。 平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

斐伊川 飯梨川 安来市広瀬町布部 (上 安来市広瀬町布部 (上 大渡 安来市広瀬町 7.80 (土 大渡 布部橋) から安来市広 布部橋) から安来市古 川町 (新宮川合流点) まで大渡 安来市広瀬町 1.80 (土 大渡 安来市広瀬町 1.80 (土 大渡 安来市広瀬町 1.80 (土 大渡 5.80 (土 大渡 5

斐伊川 意宇川 松江市大草町 (郡市 松江市大草町 (郡市 出雲郷 東出雲町出雲 界) から松江市竹矢町 界) から松江市竹矢町 郷東出雲町出雲 を (河口) まで

に、

に、

| 日吉 |

Γ

周布川	周布川	浜田市内村町 (松本	浜田市内村町 (松本	中場	浜田市穂出	3.00
		橋)から浜田市津摩町	橋)から浜田市日脚町			(浜田市吉地
		(河口) まで	(河口) まで			町地内の周布
						川左岸の川沿
						いについて
						は、2.70)
三隅川	三隅川	那賀郡三隅町三隅(399	那賀郡三隅町三隅(杉	三隅	三隅町三隅	5. 30
		地先)から那賀郡三隅	の森橋)から那賀郡三			
		町古市場(河口)まで	隅町奏浦(河口)まで			
高津川	津和野	津和野町後田 (幸橋)	津和野町森村 (幸橋)	町田	津和野町町田	3. 70
	Ш	から津和野町後田(尾	から津和野町寺田(J			
		曽部橋)まで	R鉄道橋)まで			

Γ

三隅川	三隅川	浜田市三隅町三隅(399	浜田市三隅町三隅(杉	三隅	浜田市三隅町	5. 30	
		地先)から浜田市三隅	の森橋)から浜田市三		三隅		
		町古市場 (河口) まで	隅町湊浦(河口)まで				
高津川	津和野	津和野町下横瀬(小床	津和野町下横瀬(小床	町田	津和野町町田	2.80	
	Ш	橋)から津和野町後田	橋)から津和野町寺田			(名賀川合流	
		(尾曽部橋) まで	(JR鉄道橋)まで			地点より上流	
						については、	
						2. 10)	

に改める。

を

島根県告示第206号

水防法(昭和24年法律第193号)第13条第2項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして 指定した河川について、次のとおり特別警戒水位を定めたので、告示する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	区	域	観測所名	観測所所在地	特別警戒水位
八 示	何川石	左 岸	右 岸	1年 1	1年1月7月7日111日	(メートル)
斐伊川	久野川	雲南市木次町東日登(日	雲南市木次町木次 (日の	日の出橋	雲南市木次町東	2. 70
		の出橋) から斐伊川への	出橋) から斐伊川への合		日登	
		合流点まで	流点まで			
高津川	高津川	吉賀町沢田(塔尾橋)か	吉賀町六日市 (塔尾橋)	塔尾橋	吉賀町沢田	1. 90
		ら吉賀町注連川(重藤	から吉賀町立戸(重藤			
		橋) まで	橋)まで			
八尾川	八尾川	隠岐の島町原田(蔵見	隠岐の島町上西(蔵見	中条	隠岐の島町原田	2. 20

橋)から隠岐の島町西町	橋)から隠岐の島町港町		
(河口) まで	(河口) まで		

島根県告示第207号

一級河川斐伊川水系久野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和24年法 律第193号) 第14条第3項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び雲南県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第208号

一級河川高津川水系高津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和24年法 律第193号) 第14条第3項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第209号

二級河川八尾川水系八尾川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法(昭和24年法 律第193号) 第14条第3項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び隠岐支庁県土整備局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第210号

水防警報を行う河川の指定(平成17年島根県告示第551号)の一部を次のように改正し、平成21年3月24日から施行す

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「第10条の6第1項」を「第16条第1項」に改める。

表中

Γ

	松江市大草町 (郡市界)	松江市大草町 (郡市界)	出雲郷	東出雲町出	2.80	2. 30	Ì
1	から松江市竹矢町(河	から松江市竹矢町(河		雲郷			を
	口) まで	口) まで					Ī

松江市八雲町日吉(八雲 松江市八雲町日吉(八雲 出雲郷

東出雲町出

2.80

2.30

浜田市三隅町三隅 (399 浜田市三隅町三隅 (杉の 三隅 浜田市三隅 地先)から浜田市三隅町 森橋)から浜田市三隅町 町三隅 町三隅 に改める。 古市場 (河口)まで 湊浦 (河口)まで

島根県告示第211号

水防警報を行う河川の指定(平成17年島根県告示第581号)の一部を次のように改正し、平成21年3月24日から施行する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

												島恨男	ポーチ	再	Н	苦 兵 军
:	表中	飯梨橋	安来市町	万赤江	3. 8	30	2	2. 80		È						
Γ									7							
	矢田	安罗町	产市矢田	5. 1	0	3.	70	に、								
Γ								J								
	津和里	野町後田(幸橋)か	津和野	町森村	* (幸橋) カュ	町田		津和野町町	2.8	0	1.	60		
	ら津利	和野町後田	(尾曽部	ら津和	野町寺	·田 (J	R鉄			田						を
	橋)ま	まで		道橋)	まで											
Γ				_												
	津和即	野町下横濱	頓(小床	津和野	町下	黄瀬 (小床	町田		津和野町町	1.8	0	1.	20		
	橋) 7	から津和男	野町後田	橋) か	ら津	和野町	寺田			田						に改め
	(尾曺	自部橋)ま	で	(JR	鉄道橋	i) まで										
	,			•						•		· ·				

る。

島根県告示第212号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、次のとおり水防警報をする河川を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

水系	河川名	区	域	観測所名	所在地	警戒水位	指定水位
小 示	111/11/20	左 岸	右 岸	HALIVIIVII H	7月1工地	(メートル)	(メートル)
斐伊川	久野川	雲南市木次町東日登	雲南市木次町木次	日の出橋	雲南市木次	2. 20	1. 50
		(日の出橋) から斐	(日の出橋) から斐		町東日登		
		伊川への合流点まで	伊川への合流点まで				
高津川	高津川	吉賀町沢田(塔尾	吉賀町六日市(塔尾	塔尾橋	吉賀町沢田	1.50	0.90
		橋)から吉賀町注連	橋)から吉賀町立戸				
		川(重藤橋) まで	(重藤橋)まで				
八尾川	八尾川	隠岐の島町原田(蔵	隠岐の島町上西(蔵	中条	隠岐の島町	2.00	1. 20
		見橋)から隠岐の島	見橋)から隠岐の島		原田		
		町西町 (河口) まで	町港町(河口) まで				

正誤

平成17年4月26日付け島根県報第1,670号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所		誤		j	E	
9	島根県告示第551号の表中	警戒水位	指定 水位		警戒 水位 (メートル)	指定 水位 (メートル)	

平成17年5月2日付け島根県報第1,671号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
17	島根県告示第581号の表中	引鶴橋	弘鶴橋